

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び  
「(別冊) 金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」  
に関する Q & A の更新

ガイドラインの改正等に伴って、ガイドラインに関する Q & A を更新しました。

- ※ 更新箇所は、赤字（追加した部分には下線・削除した部分には取消線）で示しています。また、更新理由を併せて記述しています。
- ※ 本更新のうち平成 29 年 5 月 30 日から施行されるものは、文末の更新年月は「平成 29 年 5 月」としています。
- ※ 更新理由における「個人情報保護法等改正法」とは、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 65 号）をいいます。

【事業者編】

1：個人番号の利用制限

Q 1-2 利用目的の特定の事例として「源泉徴収票作成事務」が記載されていますが、「源泉徴収票作成事務」には、給与支払報告書や退職所得の特別徴収票も含まれると考えてよいですか。

A 1-2 給与支払報告書、退職所得の特別徴収票は、源泉徴収票と共に統一的な書式で作成することとなることから、「源泉徴収票作成事務」に含まれるものと考えられ、例えば、「給与支払報告書作成事務」、「退職所得の特別徴収票作成事務」のように、単独でそれらの事務を特定する必要はありません。（平成 29 年 3 月更新）

（更新理由）

質問が寄せられていることから、取扱いを明確にするために、回答を更新しました。

Q 1-3-2 利用目的として「源泉徴収票作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」と特定し、その利用目的を本人に通知等している場合、市区町村から送付されてくる従業員等に係る住民税の「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」に記載されている個人番号は、その利用目的の範囲内で利用することができますか。

A 1-3-2 利用目的を特定し、本人に通知等しているのであれば、本人以外から提供を受けた個人番号についても、その利用目的の範囲内で利用することができます。

したがって、利用目的として「源泉徴収票作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」と特定し、本人に通知等している場合、「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」に記載されている個人番号は、その利用目的の範囲内で利用することができ

ます。(平成 29 年 3 月追加)

Q 1-3-3 従業員等に係る住民税の「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」により個人番号の提供を受ける場合のように、本人以外から個人番号の提供を受けることが想定されますが、個人番号の利用目的は、個人番号の提供元ごとに特定する必要がありますか。

A 1-3-3 利用目的の特定は、個人情報保護法第 15 条第 1 項に基づいて行うこととなり、個人番号の提供元ごとに特定する必要はありません。例えば、「源泉徴収票作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」のように特定することで足りる。(平成 29 年 3 月追加)

Q 1-5 個人番号の利用目的の通知等は、どのような方法で行うことが適切ですか。

A 1-5 個人番号の利用目的の通知等の方法は、書類の提示のほか社内 LAN における通知が挙げられますが、個人情報保護法第 18 条及び[個人情報保護法主務大臣のガイドライン](#)等に従って、従来から行っている個人情報の取得の際と同様の方法で行うことが考えられます。[\(平成 29 年 5 月更新\)](#)

(更新理由)

個人情報保護法等改正法第 2 条施行後は、「個人情報保護委員会が定める個人情報保護法ガイドライン等」に従うことになるため、回答を更新しました。

Q 1-6 従業員等から、その扶養親族の個人番号が記載された扶養控除等申告書の提出を受ける際、個人番号の利用目的を従業員等に社内 LAN や就業規則により特定・通知等していれば、扶養親族に対しても、従業員等（個人番号関係事務実施者）から同様の内容が特定・通知等されているものと考えてよいですか。

A 1-6 個人情報保護法第 15 条（利用目的の特定）、同法第 18 条（取得に際しての利用目的の通知等）は、個人情報取扱事業者が個人情報を取り扱う際に適用があるものです。当該個人情報の取得は当該本人から直接取得する場合に限られず、他人から取得する場合も含まれます。他人から当該本人の個人情報を取得する場合であっても、利用目的の通知等を行わなければなりません。

通知等の方法としては、個人情報保護法第 18 条及び[個人情報保護法主務大臣のガイドライン](#)等に従って、従来から行っている個人情報の取得の際と同様の方法で行うことが考えられます。[\(平成 29 年 5 月更新\)](#)

(更新理由)

個人情報保護法等改正法第 2 条施行後は、「個人情報保護委員会が定める個人情報保護

法ガイドライン等」に従うことになるため、回答を更新しました。

Q 1 - 9 ~~（削除）個人情報保護法が適用されない個人番号取扱事業者は、個人番号の利用目的の特定をする必要がありますか。~~

A 1 - 9 ~~（削除）（平成 29 年 5 月削除）個人情報保護法が適用されない個人番号取扱事業者は、個人情報保護法第 15 条に従って利用目的の特定を行う義務はありませんが、個人番号を「個人番号関係事務又は個人番号利用事務を処理するために必要な範囲内」で利用しなければならない義務が課されます（番号法第 32 条）。個人番号を「個人番号関係事務又は個人番号利用事務を処理するために必要な範囲内」で利用するに当たっては、個人番号をどの事務を処理するために利用するのかを決めることとなりますので、事実上、利用目的の特定を行うことになると考えられます。なお、利用目的の本人への通知等を行う必要はありません。~~

（更新理由）

個人情報保護法等改正法第 2 条及び第 5 条の施行により、個人情報データベース等を事業の用に供している全ての事業者が個人情報保護法の適用を受けることに伴い、番号法における個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者に関する規定が削除されることから、本 Q & A を削除しました。

### 3：委託の取扱い

Q 3 - 1 「個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部の委託をする者は、委託先において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。」としていますが、委託先において、番号法が求める水準の安全管理措置が講じられていればよく、委託者が実際に講じている安全管理措置と同等の措置まで求められているわけではないと考えてよいですか。

A 3 - 1 委託先は番号法が求める水準の安全管理措置を講ずるものであり、委託者が高度の措置をとっている場合にまで、それと同等の措置を求めているわけではありません。ただし、安全管理措置の検討に当たっては、番号法だけではなく、個人情報保護法等関係法令並びに本ガイドライン及び個人情報保護法主務大臣のガイドライン等を遵守する必要があります。（平成 29 年 5 月更新）

（更新理由）

個人情報保護法等改正法第 2 条施行後は、「個人情報保護委員会が定める個人情報保護法ガイドライン等」に従うことになるため、回答を更新しました。

Q 3 - 15 委託の取扱いについて、個人情報保護法と番号法の規定の違いはありますか。

A 3 - 15 ~~委託先の監督義務について、個人情報保護法では、委託者が個人情報取扱事業者に該当する場合に委託先の監督義務を負います（個人情報保護法第 22 条）。また、委託先が再委託を行う場合において、その委託先が個人情報取扱事業者に該当する場合は再委託先の監督義務を負いますが、個人情報取扱事業者に該当しない場合には再委託先の監督義務は負いません。~~

~~これに対して、番号法では、委託者が個人情報取扱事業者に該当するか否かに関係なく、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部を委託する者であれば、委託先に対し監督義務を負うこととなります。~~

~~また、委託先が再委託を行う場合の要件について、個人情報保護法では特段の規定はありませんが、番号法では、再委託以降の全ての段階の委託について、最初の委託者の許諾を得ることを要件としています。~~ **(平成 29 年 5 月更新)**

(更新理由)

個人情報保護法等改正法第 2 条の施行により、個人情報データベース等を事業の用に供している全ての事業者が個人情報保護法の適用を受けることから、再委託の許諾に関する記載のみとしました。

## 5：個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限

Q 5 - 1 - 2 ~~(削除) 税や社会保障の手續に関して個人番号関係事務実施者となる事業者は、平成 28 年 1 月（個人番号の利用開始）以前に、従業員等から個人番号を収集することは可能ですか。~~

A 5 - 1 - 2 ~~(削除) (平成 29 年 5 月削除) 個人番号の通知を受けている本人から、平成 28 年 1 月から始まる個人番号関係事務のために、あらかじめ個人番号を収集することは可能です（内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ「事業者のみなさまへ」-「事業者による個人番号の事前収集」について）参照。~~ **(平成 27 年 4 月追加)**

(更新理由)

既に、個人番号の利用が開始していることから、削除しました。

Q 5 - 2 従業員等本人に給与所得の源泉徴収票を交付する場合において、その従業員等本人や扶養親族の個人番号を記載して交付してよいですか。

A 5 - 2 本人交付用の給与所得の源泉徴収票については、平成 27 年 10 月 2 日に所得税法施行規則第 93 条が改正され、その本人及び扶養親族の個人番号を記載しないこととされました。したがって、その本人及び扶養親族の個人番号を記載していない源泉徴収票

を本人に交付することとなります。

なお、個人情報保護法第 ~~2825~~ 条に基づき、本人から自身の個人番号を含む情報として源泉徴収票などの開示の 請求求め があった場合には、本人の個人番号を記載して開示することが可能です。(平成 27 年 10 月・平成 29 年 5 月更新)

(更新理由)

個人情報保護法等改正法第 2 条による個人情報保護法第 25 条の改正に対応するため、回答を更新しました。

Q 5 - 3 住宅の取得に関する借入れ（住宅ローン）等で個人番号が記載された給与所得の源泉徴収票を使用することはできますか。

A 5 - 3 本人交付用の給与所得の源泉徴収票については、平成 27 年 10 月 2 日に所得税法施行規則第 93 条が改正され、その本人及び扶養親族の個人番号が記載されていない源泉徴収票の交付を受けることとなります。

なお、個人情報保護法第 ~~2825~~ 条の開示の 請求求め に基づく個人番号が記載された源泉徴収票を住宅の取得に関する借入れ（住宅ローン）等で活用する場合には、個人番号部分を復元できない程度にマスキングする等の工夫が必要となります。(平成 27 年 10 月・平成 29 年 5 月更新)

(更新理由)

個人情報保護法等改正法第 2 条による個人情報保護法第 25 条の改正に対応するため、回答を更新しました。

Q 5 - 4 所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書（配当等とみなす金額に関する支払通知書等）にも個人番号を記載して交付してよいですか。

A 5 - 4 所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書（配当等とみなす金額に関する支払通知書等）については、平成 27 年 10 月 2 日に所得税法施行規則等が改正され、本人の個人番号を記載しないで本人に交付することとされました。したがって、個人番号を記載していない支払通知書を本人に交付することとなります。

なお、個人情報保護法第 ~~2825~~ 条に基づき、本人から自身の個人番号を含む情報として支払通知書などの開示の 請求求め があった場合には、本人の個人番号を記載して開示することが可能です。(平成 27 年 10 月・平成 29 年 5 月更新)

(更新理由)

個人情報保護法等改正法第 2 条による個人情報保護法第 25 条の改正に対応するため、回

答を更新しました。

Q 5-7 個人情報取扱事業者はでない個人番号取扱事業者であっても、本人からの開示の請求求めに応じて、本人に特定個人情報を提供することはできますか。

A 5-7 本人から個人情報保護法第 28 条に基づく開示の請求がされた場合は、番号法第 19 条各号に定めはないものの、法の解釈上当然に特定個人情報の提供が認められます。したがって、個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者が、本人からの開示の請求求めに応じて、任意に本人に特定個人情報の開示を行うことは場合には、特定個人情報の提供が認められるものと考えられます。(平成 29 年 5 月更新)

(更新理由)

個人情報保護法等改正法第 2 条及び第 5 条の施行により、個人情報データベース等を事業の用に供している全ての事業者が個人情報保護法の適用を受けることに伴い、番号法における個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者に関する規定が削除されることから、当該事業者に係る回答を削除しました。また、開示の請求がされた場合における特定個人情報の提供については、ガイドラインに記載されているものの、事業者の皆様から問合せが多かったことから、本 Q & A にも追記しました。

Q 5-8 支払調書等の写しを本人に送付することはできますか。

A 5-8 個人情報保護法第 28~~25~~条に基づいて開示の請求求めを行った本人に開示を行う場合は、支払調書等の写しを本人に送付することができます。その際の開示の請求求めを受け付ける方法として、書面による方法のほか、口頭による方法等を定めることも考えられます。なお、当該支払調書等の写しに本人以外の個人番号が含まれている場合には、本人以外の個人番号を記載しない措置や復元できない程度にマスキングする等の工夫が必要となります。(平成 29 年 5 月更新)

(更新理由)

個人情報保護法等改正法第 2 条による個人情報保護法第 25 条の改正に対応するため、回答を更新しました。

Q 5-8-2 個人番号を記載しなければ、支払調書等の写しを本人に送付することはできますか。

A 5-8-2 本人の個人番号を含めて全ての個人番号を記載しない措置や復元できない程度にマスキングすれば、番号法上の提供制限の適用を受けないことから、個人情報保護法第 28~~25~~条に基づく開示の請求求めによらず、支払調書等の写しを本人に送付することが可能です。(平成 27 年 4 月追加・平成 29 年 5 月更新)

(更新理由)

個人情報保護法等改正法第2条による個人情報保護法第25条の改正に対応するため、回答を更新しました。

## 7：個人情報保護法の主な規定

Q7-1 個人番号は変更されることもありますが、保管している個人番号について、定期的に最新性を確認する必要がありますか。

A7-1 個人情報取扱事業者は、個人情報保護法第19条に基づいて、データ内容の正確性の確保に努めることが求められています~~し、個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者についても正確性の確保に努めることが望ましいと考えられます~~。したがって、個人番号が変更されたときは本人から事業者に申告するよう周知しておくとともに、一定の期間ごとに個人番号の変更がないか確認することが考えられます。**(平成29年5月更新)**

(更新理由)

個人情報保護法等改正法第5条の施行により、番号法における個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者に関する規定が削除されることから、当該部分を削除しました。

## 【(別添)安全管理措置】

### 11：講ずべき安全管理措置の内容

Q11-2 「中小規模事業者」の定義における従業員について、「同法第21条の規定により同法第20条の適用が除外されている者」とは、具体的にどのような者ですかは誰を含みますか。また、いつの従業員の数ですか。

A11-2 従業員とは、~~中小企業基本法における従業員をいい、労働基準法第20条の規定により解雇の予告を必要とする労働者と解されます。なお、同法第21条の規定により第20条の適用が除外されている者は従業員から除かれます。~~「同法第21条の規定により同法第20条の適用が除外されている者」とは、具体的には、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者等が該当します除かれます。

また、中小規模事業者の判定における従業員の数は、事業年度末（事業年度が無い場合には年末等）の従業員の数で判定し、毎年同時期に見直しを行う必要があります。

**(平成29年5月更新)**

(更新理由)

従業員の定義をガイドラインに記載したため、当該記載を踏まえたQ&Aの内容に更新しました。

## 14：組織的安全管理措置

Q14-2 「b 取扱規程等に基づく運用」及び「c 取扱状況を確認する手段の整備」の【中小規模事業者における対応方法】における「取扱状況の分かる記録を保存する」とは、どのように考えることが適切ですか。

A14-2 「取扱状況の分かる記録を保存する」とは、例えば、以下の方法が考えられます。

- ・ 業務日誌等において、~~例えば~~、特定個人情報等の入手・廃棄、源泉徴収票の作成日、税務署への提出日等の、特定個人情報等の取扱い状況を記録する。
- ・ 取扱規程、事務リスト等に基づくチェックリストを利用して事務を行い、その記入済みのチェックリストを保存する。

(平成 27 年 10 月・平成 29 年 5 月更新)

(更新理由)

不要な部分を削除しました。

## 15：物理的安全管理措置

Q15-1-2 ~~(削除) 事務取扱担当者が、顧客先等から特定個人情報等を持ち帰る場合に留意すべき事項はありますか。~~

A15-1-2 ~~(削除) (平成 29 年 5 月削除) 特定個人情報等を持ち帰る場合についても、当然に漏えい等を防止するために物理的安全管理措置を講ずる必要があります。留意すべき事項については、「c 電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止」を参照してください。(平成 27 年 4 月追加)~~

(更新理由)

ガイドラインにおいて、当該Q&Aの内容を踏まえた改正を行ったため、削除しました。

Q15-3 ~~(削除) 「d 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄」における書類等の廃棄に係る復元不可能な手段として焼却又は溶解が挙げられていますが、他の手段は認められますか。~~

A15-3 ~~(削除) (平成 29 年 5 月削除) 例えば、復元不可能な程度に細断可能なシュレッダーの利用又は個人番号部分を復元できない程度にマスキングすること等が考えられます。~~

(更新理由)

ガイドラインにおいて、当該Q&Aの内容を踏まえた改正を行ったため、削除しました。



## 【(別冊) 金融業務】

### 16：個人番号の利用制限

Q16-4 税務調査において、個人番号を指定した調査要求があった場合、その個人番号に基づいて資料の検索を行うことはできますか。

A16-4 税務当局が、番号法第 19 条第 ~~1412~~号並びに番号法施行令第 26 条及び別表第 8 号の規定に従って、租税法令に基づき、納税者の個人番号を指定して資料の提出要求を行った場合、提出要求に対応する範囲で、個人番号に基づいて資料の検索を行うこと自体は法令に基づく適法な行為と解されます。**(平成 29 年 5 月更新)**

(更新理由)

個人情報保護法等改正法第 6 条による番号法第 19 条の改正に対応するため、回答を更新しました。

### 18：個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限

Q18-1 所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書にも個人番号を記載して交付してよいですか。

A18-1 所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書（配当等とみなす金額に関する支払通知書等）については、平成 27 年 10 月 2 日に所得税法施行規則等が改正され、本人の個人番号を記載しないで交付することとされました。したがって、個人番号を記載していない支払通知書を本人に交付することとなります。

なお、個人情報保護法第 ~~2825~~条に基づき、本人から自身の個人番号を含む情報として支払通知書などの開示の**請求求め**があった場合には、本人の個人番号を記載して開示することが可能です。**(平成 27 年 10 月・平成 29 年 5 月更新)**

(更新理由)

個人情報保護法等改正法第 2 条による個人情報保護法第 25 条の改正に対応するため、回答を更新しました。

Q18-3 株式等振替制度を活用して特定個人情報の提供を受けることができる株式発行者から株主名簿に関する事務の委託を受けた株主名簿管理人は、株式発行者と同様に、番号法第 19 条第 ~~1110~~号に従って特定個人情報の提供を受けることができますか。

A18-3 番号法第 19 条第 ~~1110~~号及び番号法施行令第 24 条において、「社債等の発行者に準ずる者」として株主名簿管理人が定められていますので、株式発行者と同様に番号法第 19 条第 ~~1110~~号に従って、特定個人情報の提供を受けることができます。**(平成 29**

年5月更新)

(更新理由)

個人情報保護法等改正法第6条による番号法第19条の改正に対応するため、回答を更新しました。